

5 伊 教 学 第 7 1 7 号  
令 和 5 年 8 月 3 0 日

( 写 )

伊達市立各小中学校長 様

伊達市教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

8 月 3 1 日 以 降 の 学 校 に お け る 熱 中 症 防 止 の 徹 底 に つ い て ( 通 知 )

このことについて、令和5年8月18日付け5伊教学第659号「2学期以降の学校における熱中症防止の徹底について(通知)」により、各学校においては、児童生徒の命を最優先し、熱中症警戒アラートが発令された場合、体育や業間運動、部活動等の活動を実施しない、または、冷房設備の整った場所で活動を行うよう通知していたところです。

しかしながら、熱中症警戒アラートは県単位で発出されることから、学校の暑さ指数との差があることもありました。

このようなことから、前述の令和5年8月18日付け5伊教学第659号を廃止し、活動実施の有無の判断の基準を各学校で計測した暑さ指数とします。

ただし、暑さ指数を活動前、活動中にこまめに計測し、十分な熱中症対策を講じるよう徹底願います。

記

- 1 暑さ指数(WBGT)は、活動前をはじめ、少なくとも1時間に1回は活動場所ごとに正しく計測すること。(熱中症警戒アラートが発令されている場合は、30分に1回程度は計測するものとする。)
- 2 計測した結果を教職員で共有するとともに、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き第3章暑さ指数(WBGT)について」等に基づき、適切に対応すること。  
暑さ指数が
  - 3 1℃以上の場合は、活動の途中であっても、運動は原則中止とすること。
  - 2 8～3 1℃の場合は、激しい運動は中止すること。
  - 2 5～2 8℃の場合は、積極的に休憩をとること。
  - 2 1～2 5℃の場合は、積極的に水分を補給すること。
- 3 登下校の熱中症の事故防止のため、下校前に体調の確認を確実に行うこと、また登下校中に水分等を補給するよう指導すること。
- 4 「学校教育活動等における熱中症事故の防止について(依頼)」(文部科学省)に基づき、確実に対策を講じること。
- 5 部活動実施の有無、熱中症対策については、個々の部活動顧問等の判断によるものでなく、校長の判断により学校の方針を明確にしたうえで講じること。

(事務担当 学校教育課長 邊見年成 電話573-5833)